

第6回検討会後の検討経過

1 検討経過

時 期	内 容	摘 要
2020年 7月	第7回条例検討会【延期】	※コロナ禍により延期
10月～12月	各委員との個別意見交換	オンラインと対面を併用
2021年 2月	座長・部会長等との意見交換①	オンライン
5月	座長・部会長等との意見交換②	オンライン
8月	座長・部会長等との意見交換③	オンライン
9月	各委員との座談会	オンライン
10月	第7回条例検討会（最終）	オンライン

2 条文の主な修正箇所

《全体》

- ①略称規定を使うなど、可能な限り長い表現を縮めました。
- ②「及び」「又は」などの法令用語の使用といった法制執務のルールを守りつつ、極力分かりやすい表現に改めました。
- ③説明的な要素を条文から省略し、読みやすくわかりやすい条文としました。
- ④「障害の有無及び程度、年齢、性別等」という例示に「国籍」を追加し、「障害の有無及び程度、年齢、性別、国籍等」としました。
(第2条第1号、第2号、第20条第1項の3か所)
- ⑤障害者だけのための条例というイメージを弱めるため、「障害者等」という表現を一部別の表現に言い換えました。

《個別》

○前文

前文を追加しました。

○あらゆる差別の解消（第8条）

「基本的な施策」に位置付けていた「障害者差別の解消」について、障害者への限定を外し、「あらゆる差別の解消」として、基本方針に格上げしました。

○障害者等の参画（第9条第4項）

「企画立案から評価検証に至るまでのすべての過程」と規定し、施策のすべてのフェーズで当事者参画が必要なことを示しました。

○インクルーシブ教育の推進（第12条第1項）

インクルーシブ教育を実現するには、その主体として本人の声を聴くことが必要なこと、また家族にも理念の共有が必要であることを明確にしました。

○災害時の要配慮者支援等（第13条第4項）

コロナ禍を受け、災害以外であっても市民の生活や安全が脅かされる事態が発生した場合には、迅速かつ適切な対応を行う旨の内容を追加しました。

○地域生活の支援（第15条）

地域での生活を望む人すべてが地域で生活できるためには、ソフト・ハード両面からの支援が必要です。そこで、これまで検討してきた「福祉人材の育成・確保」に関する内容にハード整備の内容を加えたうえで、地域生活の支援として統合しました。

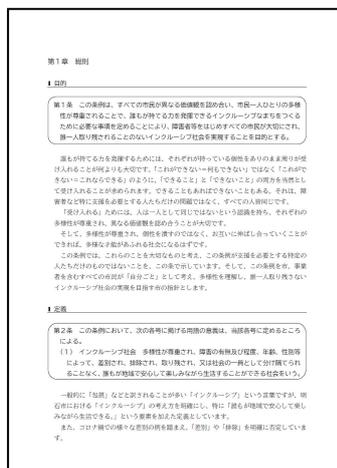
○障害者等に対する雇用及び就労の支援（第16条）

「障害者に対する雇用及び就労の支援」として、障害者に限定していましたが、障害者以外の雇用困難の現状を受け、雇用・就労支援に係る対象者を、支援が必要な人すべてとしました。

3 「インクルーシブの理念」をわかりやすく周知する方法（予定）

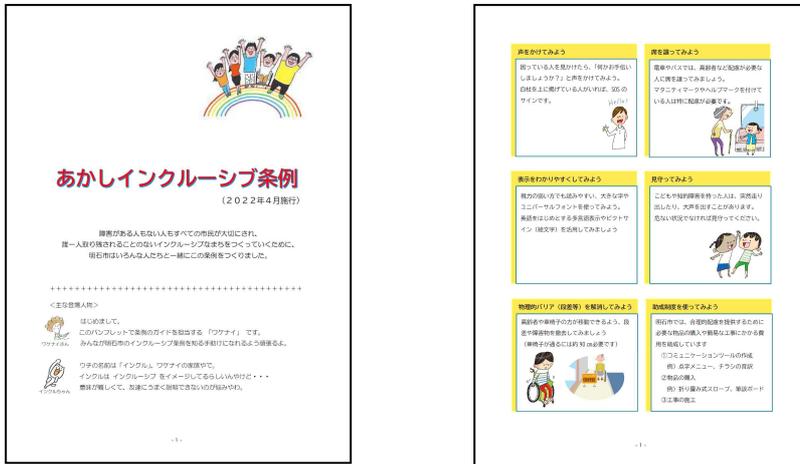
①インクルーシブの手引き（逐条解説書）の作成

条例の内容に係る経緯や、想定される具体的事例など、条文上では書ききれなかった内容を手引きとしてまとめ、条例の内容をわかりやすく示すツールとします。



②パンフレットの作成

子どもにもわかりやすいパンフレットとして、平易な内容にし、キャラクター同士の掛け合いをメインにするなど構成を工夫します。また、イラストを多めに取り入れ、柔らかい雰囲気の色合いとします。



③その他

検討委員の皆さまからのご意見もいただきながら、その他必要な方法による啓発を進めていきます。

(例)

- ▶地域での啓発（出前講座など）
- ▶小さい子どもが視覚的に理解し、楽しめる媒体
- ▶若年層世代の当事者参加の仕掛けをつくるための媒体
- ▶ルビ振り版、音声や動画など様々な手法による啓発 など